

**平成29年度**  
**第1回**  
**竹原市都市計画審議会議事録**  
**(概要版)**

日時：平成29年10月19日（木）

14：00～15：45

場所：竹原市役所3階 第2委員会室

**竹原市建設部都市整備課**

○ 次 第

- 1 開 会
- 2 部長挨拶
- 3 会長の互選
- 4 副会長の互選
- 5 議事録署名人の指名
- 6 議事録の公表について
- 7 議 題
- 8 閉 会

○ 議 題

- ・竹原市立地適正化計画について【中間報告】

○ 出席者(9名)

- ・竹原市都市計画審議会条例第3条第1項第1号委員  
大森 豊裕 委員            近藤 裕宣 委員  
岡田 文夫 委員            荒川 幸子 委員  
堀川 大輔 委員
- ・竹原市都市計画審議会条例第3条第1項第2号委員  
宮原 忠行 委員            竹橋 和彦 委員
- ・竹原市都市計画審議会条例第3条第1項第3号委員  
幸野 潔            委員            清水 勝義 委員

○ 欠席者(1名)

- ・竹原市都市計画審議会条例第3条第1項第1号委員  
祐本 征武 委員

○ 事務局

有本 建設部長  
(都市整備課)    西吉 課長  
                         古川 係長  
                         伊藤 主任技師  
                         景山 技師

## 1 開会（事務局）

### ○開会

- ・資料の確認
- ・委員の紹介，事務局職員の紹介

### ○審議会成立の報告（事務局）

- ・委員10名うち出席者9名，欠席者1名
- ・委員の2分の1以上の出席により，竹原市都市計画審議会条例第6条第1項の規定に基づき本審議会は成立

## 2 部長挨拶

### ○有本部長の挨拶

## 3 会長の互選

### ○事務局

- ・竹原市都市計画審議会条例第5条第1項により，会長は竹原市都市計画審議会条例第3条第1項1号委員の中から互選により定められています。委員の皆様からご推薦いただければと存じますが，いかがでしょうか。

### ○委員

- ・委員を会長に指名推薦します。

（委員より会長の推薦）

### ○事務局

- ・ただいまの会長の指名推薦について，意義はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○事務局

- ・竹原市都市計画審議会条例第5条第2項により，会長は会務を総理するとあるので，これからの議事の進行を会長にお願いします。

## 4 副会長の互選

### ○会長

- ・次第の4，副会長の選出方法についていかがしますか。

（「会長一任」の声あり）

- ・会長一任ということで，副会長を指名させていただきます。

（副会長の指名）

- ・ご異議はありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

## 5 議事録署名人の指名

### ○会長

- ・次第の5，議事録署名委員の指名について，竹原市都市計画審議会議事運営規則第5条第2項により，議長が指名することとなっています。

- ・本日の議事録署名委員を指名します。

（議事録署名委員の指名）

## 6 議事録の公表について

○会長

- ・次第の6，議事録の公表について事務局より説明をお願いします。

○事務局

- ・竹原市都市計画審議会運営規則第4条に，会議は非公開ということになっております。
- ・都市の将来の姿を決定する都市計画は，土地に関する権利に相当な制約を加えることから，相対立する住民の利害関係を調整して利害関係人の権利，利益を保護するため原則非公開とされております。
- ・今回の審議事項につきましてはコンパクトなまちを目指すための計画策定であり，その性格上，広く市民へ周知する必要があること，また竹原市都市再生協議会の経過も公表されてきていることから，委員の個人名を除いた議事録や配付した資料について市のホームページ，審議会の概要を都市マス通信等で公開したいと考えております。

○会長

- ・これに対して皆様，いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- ・今回の議案についての議事録及び配付資料については市ホームページで公開，審議会の内容は都市マス通信等で幅広く市民への周知といたします。

## 7 議題

○会長

- ・それでは，次第の7，議題事項に入ります。
- ・竹原市立地適正化計画の策定につきまして，事務局から説明をお願いします。

○事務局

- ・コンパクトなまちづくりに向けたこれまでの取り組みと今後の流れについて説明させていただきます。
- ・都市マス通信，第11号，12号，13号では，立地適正化計画の取組の審議状況，各業界からいただいている意見などを広く市民の方々にお示しさせていただいておりますので，説明させていただきます。

【資料1，資料5 事務局説明】

○会長

- ・ここまでで，ご意見，ご質問がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○会長

- ・それでは，続いて資料2の説明をお願いいたします。

○事務局

- ・竹原市の都市構造上の課題及び立地適正化計画の制度概要について，説明させていただきます。

【資料2 1ページ 事務局説明】

○会長

- ・今の説明で，何かご質問ございますか。ご意見はないですか。

（「なし」の声あり）

○会長

- ・それでは，続いて説明をお願いします。

○事務局

- ・立地適正化計画の基本方針と将来都市構造についてご説明いたします。

- ・具体的に居住誘導区域の設定方法についてご説明いたします。
- ・都市機能誘導区域の設定等についてご説明いたします。
- ・最後に、誘導施設についてご説明いたします。

【資料2 2ページ～6ページ 事務局説明】

○会長

- ・ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

○委員

- ・北部地区の取り扱いについて1つ疑問に思うのですが、都市マスタープランの中で地域拠点位置づけを位置づけるということは、ある程度、居住を推進していくことを都市マスで整理していると認識しております。

本資料の居住誘導区域の設定方法では、拠点が比較され、北部だけを除くことになっていきます。北部は用途地域が一部しか設定されてないので、居住誘導区域は設定しませんということですが、人口密度は薄いですが、人口密度を維持して、地域拠点としての機能を増やしていくことも考えられます。都市マスタープランとの整合性や地域拠点としての位置づけをどのように考えられていますか。

○事務局

- ・都市マスタープランでは北部地域を地域拠点として位置づけております。市全体の大きな方向性として、都市機能の周辺に居住を誘導していくことによって、利便性の高いまちづくりを進めて、歩いて暮らせるまちづくり、高齢者に優しいまちづくりを進めていこうと考えております。
- ・北部地域の分析をする中で、人口密度が薄く、さらに人口が減っていくことを踏まえ、農業との共存というのも北部地域としては大きなテーマがありました。これまで市が投資してきた農業との併存、あるいは農業と共存した居住環境を維持していくことの必要性、一方で、一定の都市機能はあるが集約されておらず、各地域に散在した状況にあることを踏まえ、公共交通のネットワークを確保する中で、農業居住環境を維持しながら、北部としての独自性を出してまちづくりを進めていくことが大事ではないかと考えております。
- ・都市計画マスタープランには、全体としての施策の方向性として居住を誘導していこうとしておりましたが、立地適正化計画の策定過程において、さらに細かい分析をする中で、北部は一般居住として農業活動と一体となった居住を推進していくことにしております。

○委員

- ・地域拠点は、今の公共交通の結節点でもありますので、それは維持していきましょうと考えておられますが、人口密度が減になっていくと維持できないのではないですか。

○事務局

- ・新庄地区周辺が公共交通の結節点として、東広島方面や空港方面、広島方面ということで、新庄が結節点になります。そこから各小さな拠点を結ぶような、デマンド交通を確保するなど、地域公共交通の拠点づくりが大事であると考えます。

○会長

- ・北部の拠点としての考え方は重要であるので、最終案までに分かりやすく説明できるように検討してください。

○委員

- ・徒歩圏域について、800m、300m、500mと使い分けをしているかと思いますが、その

あたりを少し丁寧な説明をお願いします。

○事務局

- ・公共交通の徒歩圏域というのが全国的な指標として算出されており、鉄道駅はかなり間隔も長く、ある程度広い圏域の方が徒歩で利用されるため、半径800mを採用しております。また、バス停の半径300mについてですが、バス停の間隔は狭いことから、鉄道よりも狭い圏域の方が徒歩で利用するため、半径300mを採用しており、その圏域に住まわれている方が公共交通を利用しやすい環境にあるということでもあります。
- ・また、商業施設や医療施設を利用しやすい徒歩圏域として、半径500mを採用していますが、高齢者や子どもが休憩なしで歩ける範囲がおおむね500mであると考えられていることから、都市機能施設を利用しやすい環境にあるということでもあります。

○委員

- ・居住誘導地域を設定し、その計画に従って人々が動くほど説得力のあるものになるのかどうか、市として大きな課題を抱えている中で、実態をしっかりと把握して取り組んでいただきたいが、現実的にはかなり厳しいのではないかと思います。
- ・この計画を策定して、都市機能の誘導地域へ民間の意欲を持っている業者や、本当に住んでみたいと考え、移住するような、実効性のある計画にする必要があると思いますが、地域拠点は厳しいのではないかと思います。
- ・社会インフラは県道竹原吉名線のように莫大な費用と時間をかけて整備されております。しかし、大きな投資をしているにも関わらず、有効活用されずに、公共交通のバス路線がないことや、病院事業者による送迎などの事業者独自の取組み、福祉バスの利便性などの公共交通の様々な課題を踏まえて、市として公共交通のあり方について、どのような形態がよいのか、総合的な議論をする必要があると思います。都市計画審議会の中で議論するのは難しいかもしれませんが、コンパクトシティ・プラス・ネットワークであるから、ネットワークについても審議できる場を設定していただきたい。

○事務局

- ・現在、公共交通においてもアンケート調査等の作業に入っておりまして、立地適正化計画のまちづくり・プラス・ネットワークということで連携を図るため、庁内の課長会議やワーキングという形でお互いに協議をしております。公共交通と合わせた議論の場については、今後どういうふうに取り組むかということについて、また改めて調整させていただきたいと考えています。

○委員

- ・各拠点のネットワークはどうするのですか。それと教育が載っていませんが、教育はどのように考えていますか。

○事務局

- ・立地適正化計画というのは都市構造の面からコンパクトなまちづくりを目指すという中で、一つの目標に向かってワーキング会議や庁内部会等で連携を図りながら検討しております。今後も、それぞれの分野、それぞれの施策においてコンパクトシティの実現に向かい連携していきたいと考えております。

○委員

- ・例えば拠点同士の公共交通や交通弱者がどうやって移動するのか、どこへ移動できるのかというようなことについて検討しているのですか。

○事務局

- ・今年度はアンケート調査を実施しており、それらの結果を踏まえ、方向性が具体化してきたときに、それを反映していくという形にしていきたいと考えております。本来は

両輪で取り組むことが望ましいと考えますが、現時点においては、コンパクトシティを目指す計画策定が先行し、その中でまちづくりの方針をお示ししているものです。

○委員

- ・市が進めてきた公共交通施策の中心は路線バスの活用でありましたが、タクシーの活用も検討する必要があるのではないのでしょうか。お年寄りが買い物に行くときは、自分の体の都合に合わせて、自分の時間、体調に合わせた交通手段を選ぶため、定時性で輸送するようなバスでは利用しにくいと考えます。それらの現状を踏まえて、公共バスを中心に考えていくのか、高齢者の体調等に合わせて、随時性のある交通体系にするのか議論が不足していると思います。これらの実態をしっかり把握し、公共交通のあり方も踏まえて、民間企業やディベロッパーを誘導できるような計画としていただきたい。

○委員

- ・本日の都市計画審議会で意見を聴くまでに、立地適正化計画の中で6つ、人口、土地利用、公共交通、都市機能、経済、災害について、ワーキングや都市再生協議会等で様々な議論をしてきております。それらを踏まえて、本審議会で今までの議論の集大成として、この審議会で承認することを目的としている理解でよろしいでしょうか。

○会長

- ・最終的には、立地適正化計画という計画によって、これからのまちづくりをしていいかどうかということに対して、都市計画審議会としての意見を言うのがこの審議会の役割であります。

○委員

- ・要するに大きい方向性として、コンパクトシティの方向へ向かっても良いのかを議論するということですか。

○会長

- ・そうです。そのために今日は中間報告という形として、計画の方向性について議論していただき、修正箇所等の指摘をしていただければと思います。

○委員

- ・私は、この話を聞いたときに、いわゆるコンパクトシティと小さな核を設けるということは全然問題ないことだと思います。

○委員

- ・最終的に全会一致できるように意見をしっかりとさせていただくことが重要であります。

○会長

- ・この計画が本審議会を経て立案された後に、都市計画法に基づく都市計画を立てて実行するときは、立地適正化計画との整合性を踏まえて都市計画審議会で都市計画決定を行います。
- ・それ以外の都市計画法に基づく都市計画でない事業は、行政が議会の承認を受けながら実行していくわけです。

○委員

- ・骨子案には非常にいいことが書いてあると思います。

○会長

- ・委員の皆様が判断できるように、中間報告で聞きながら、先ほどの細かい話をにらみ、まとめていくということが方向だと思っています。

○委員

- ・本計画に対して異論はありません。いいことを書いてあると思います。

○事務局

- ・コンパクトシティが平成26年の都市再生特別措置法の改正から始まっていますが、コンパクトシティの施策自体はまだ始まって数年という中で、どの施策がコンパクトシティの処方箋になるか、全国的にも成功事例というのはない状態の中で、各地域のそれぞれの特徴を活かしたコンパクトシティの施策を手探りでやってるという状態です。長いスパンをかけていく計画ですので、途中での検証や見直しを行い、その中で施策が今どれくらい進んでいるのか、その施策の効果があるのかについては、常に監視していきつつ計画の実行、施策の実行をしていかなければならないと考えています。

○会長

- ・交通の問題においては、今の公共のやり方ではなく、新しい考え方、先ほども福祉で買い物に行かれている人がいるとのことでありましたが、それはそれでもいいかなと思います。それらも総括した中で計画をつくっていけばいいと思います。

○委員

- ・竹原市全体の資源の有効活用ができるように、竹原市全体で一つの方向性を持ち、竹原市の地域経済社会におけるコスト削減が図られ、財政資源をうまく活用して、竹原市の活性化や、市民の利便性の向上が図られ、竹原市に住んでよかったねと言えるような状況が生まれてくるのではないのでしょうか。

○会長

- ・ありがとうございます。  
本日は活発なご意見ありがとうございました。
- ・進行を事務局にお返しします。

## 8 閉 会

○事務局

- ・大変慎重なご審議、いろんなご意見いただきましてありがとうございます。  
今いただいた意見等を踏まえながら今後の計画の案について竹原市都市再生協議会と住民自治団体との意見交換会、パブリックコメント等を経まして3月ごろの末にはまとめていきたいと思えます。その3月にもう一度審議していただく予定となっておりますので、よろしくをお願いします。
- ・開催案内につきましては、改めて事務局のほうで文書をお送りさせていただきます。
- ・それでは、以上をもちまして審議会を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。